

さいたま市スポーツ賞表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市のスポーツやレクリエーションの振興に貢献し、その功績顕著なもの及び運動選手として優秀な成績をおさめ、他の模範となるものに対する表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) 特別賞

(表彰の基準)

第3条 スポーツ功労賞は、次の各号のいずれかに該当するものに対して授与する。

- (1) スポーツ・レクリエーションの振興に功績のあったもの
 - (2) 永年にわたりスポーツ・レクリエーションの指導に精励し、他の模範であるもの
 - (3) 永年にわたり地域におけるスポーツ・レクリエーションの育成発展に寄与しているもの
 - (4) スポーツ・レクリエーション団体の発展に寄与したもの
- 2 優秀選手賞は、特に優秀な技量を発揮し他の模範と認められるもので、予選会若しくはこれに準ずる競技会（以下「予選会等」という。）を経て、又は各競技団体の推薦等を受け、次の各号の成績を収めたものに対して授与する。ただし、小学生において、予選会等がない大会の場合は、個別に審査する。
- (1) 国際大会又はこれに準ずる大会で入賞したもの
 - (2) 全国大会又はこれに準ずる大会で3位以上の成績をおさめたもの
 - (3) 関東大会又はこれに準ずる大会で優勝したもの
 - (4) 埼玉県大会又はこれに準ずる大会において優勝したもの（小学生及び中学生に限る。）
- 3 特別賞は、次の各号のいずれかに該当するものに対して授与する。
- (1) 優秀選手賞受賞対象者のうち、国際大学スポーツ連盟主催のFISU ワールドユニバーシティゲームズ及びアジア・オリンピック評議会主催のアジア競技大会並びにこれらに準ずる大会で3位以上の成績をおさめたもの
 - (2) 特に著しく功績があり、選考委員会において必要と認められたもの
- 4 優秀選手賞及び特別賞の受賞対象となる大会の開催期間は、表彰を受ける前年度の1月1日から当該年度の12月31日までとする。なお、大会開催期間が対象外期間にまたがる場合は、個別に審査する。

(表彰の制限)

第4条 スポーツ功労賞は、この要綱によるスポーツ功労賞（旧体育功労賞）、合併前の浦和市体育賞功労賞、大宮市体育賞体育功労賞、与野市体育賞功労賞又は岩槻市スポーツ賞功労賞のいずれかを受賞したものは重ねて受賞することができない。

2 優秀選手賞及び特別賞は、同一年度内にさいたま市民栄誉賞表彰規則（平成15年さいたま市規則第33号）、さいたま市文化賞表彰規則（平成15年さいたま市規則第32号）及びさいたま市スポーツ表彰要綱の規定により表彰されるものは重ねて受賞することができない。

3 優秀選手賞及び特別賞のいずれも表彰対象となる場合は、特別賞を授与する。

（推薦の対象者）

第5条 推薦の対象者は、市内に在住、在勤、在学するもの、又は市内に主たる活動拠点を有する団体に在籍するものとする。併せて、優秀選手賞及び特別賞については、第3条2項又は第3条3項に定める大会に選手登録がある者とする。

（候補者の推薦）

第6条 スポーツ功労賞の候補者は、別に定める市内スポーツ・レクリエーション団体の長がさいたま市スポーツ賞スポーツ功労賞候補者推薦書（様式第1号）により推薦するものとする。

2 優秀選手賞の候補者は、市長、市内スポーツ・レクリエーション団体の長、市内各学校長その他の推薦者が、次に定める推薦書等又は電子申請サービスにより推薦するものとする。なお、自薦も可とする。

（1）個人競技・種目における推薦

さいたま市スポーツ賞優秀選手賞（個人競技・種目）候補者推薦書（様式第2号）

（2）団体競技・種目における推薦

さいたま市スポーツ賞優秀選手賞（団体競技・種目）候補者推薦書（様式第3号）

さいたま市スポーツ賞優秀選手賞（団体競技・種目）候補者名簿（様式第4号）

3 特別賞の候補者は、前項の推薦を受けたものの中から、市長が推薦するものとする。

（選考）

第7条 推薦された候補者の中から受賞者の選考を行うため、さいたま市スポーツ賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営は、市長が別に定める。

（表彰の方法）

第8条 表彰は、受賞者に表彰状を授与して行う。

2 前項に定めるもののほか、受賞者には、記念品を授与することができる。

（表彰の時期）

第9条 表彰は、毎年1回、期日を定めて行う。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。